

(令和3年7月書面開催) 福島県環境審議会第2部会における福島県水環境保全基本計画の改定に対する意見と対応

	資料	該当頁	意見等	意見への対応(8月時点)	意見への対応	委員名	担当課
1	資料1-1	p1	P.1 1(1) 「平成22,24年どの状況や・・・世論調査」とあるが、期間経過により、状況も世論も変化している可能性が考えられる。それ以降は調査等は実施していないのか。	今回の計画改定に先立ち、令和2年度に調査を実施しました。結果の概要については資料1-1の2(2)記載のとおり、ほぼ全ての項目で平成7年、21年の調査と比較して満足度が上昇しています。	左記のとおり回答済み。	西村委員	水・大気環境課
2	資料1-1 資料1-2	p2 p2, 3	riparian areaの訳ではないかと思いますが、「水辺地」を資料1-1-p2,資料1-2-p 2, p 3に用いられていますが、ここで用いられている「水辺地」には水辺地帯とか水辺領域という意味が含まれているのでしょうか。(質問)	現在の計画において、「水辺地」は、「陸域と水域の境界になる水際の周辺」としております(「5用語解説」に記載)。なお、環境基本法でも「水辺地」が用いられており、同法の解説では「水辺の自然が存在する地域」とされています。また英訳ではwaterside areasが用いられています。	左記のとおり回答済み。	渡邊委員	水・大気環境課
3	資料1-1	p2	資料1-1、2計画の位置付け：本計画に限ったことでは無いのですが、環境について県で実施している計画がどれだけ存在していて、それらがどのように関わっているのかを図示した上で、本計画の位置付けについて説明されるとわかりやすいと思います。	県政運営の基本指針である「福島県総合計画」を、環境の面から実現することを目指した部門別計画が「福島県環境基本計画」であり、本計画は「福島県環境基本計画」が示す環境に関する基本的な方向性を、水環境の面から実現することを目指した個別計画です(別紙図のとおり)。本計画の内容に関連する計画としては、うつくしま「水との共生」プラン、福島県農林水産業振興計画、猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全対策推進計画、ふくしま生物多様性推進計画、福島県廃棄物処理計画、福島県循環型社会形成推進計画、福島県海岸漂着物対策推進地域計画などがあります。	左記のとおり回答済み。 (中間整理案2ページに記載)	石庭委員	水・大気環境課
4	資料1-1	p 2	資料1-1-p 2にSDGsの達成を目指すことが明記されていますが、福島県水環境保全基本計画の中で、具体的にSDGsの達成とどのように関係しているのかを明示することをご検討ください。	今後、中間整理案をお示しするにあたり、SDGsに関する取組について明示することといたします。	左記のとおり回答済み。 (中間整理案3ページ以降に記載)	渡邊委員	水・大気環境課

	資料	該当頁	意見等	意見への対応(8月時点)	意見への対応	委員名	担当課
5	資料1-2	p1	身近な水環境の満足度は上昇している一方、湖沼のCOD達成率が低いなどの状況の中、湖沼に関する施策等を見直す方針には賛成します。	引き続き生活排水対策や農畜産糞尿対策を進めていきますが、新たに人為的な汚濁源があり水質保全目標を達成していない湖沼（千五沢ダム貯水池、東山ダム貯水池、四時ダム貯水池、三春ダム貯水池）の上流域においては、市町村ごとに施策を進める進行管理（汚水処理人口普及率など）を行います。 また、流入河川等の直接浄化施設の設置及び社会実装に向けたロードマップの構築など、水質改善策の検討を実施します。	左記のとおり回答済み。 (中間整理案27ページ以降のほか、31ページに記載)	崎田委員	水・大気環境課
6	資料1-2	p1	湖沼の生活環境項目(COD)の達成率が低い最大要因は、栄養塩（窒素・リン）の高度処理率が低いことや単独浄化槽が減らないことであり、水草などの2次的な要因への対策よりも、それらの対策を前面に出して対策の強化を図るべきと考えます。	湖沼の水質改善に向けては、総合的な対策が必要と考えられることから、水生植物の回収のほか、引き続き猪苗代湖流域における窒素・りん除去型浄化槽の設置を促進すると共に、その他の湖沼においても、水質改善を図るため窒素やりんなどを除去する必要がある流域における、高度処理型の浄化槽等の必要性について調査・検証してまいります。	左記のとおり回答済み。 (中間整理案29ページに記載)	中野委員	水・大気環境課
7	資料1-2	p1	全体的には良い計画と思います。 ただし、資料1-2福島県水環境保全基本計画の改定の概要、2.改定のポイントの(3)で「・・猪苗代湖については、人為的な汚濁負荷を最大限削減した場合に達成可能な、上位の環境基準値を目標値とし・・」とあるが、そもそも自然環境の変化と人為的影響は複雑で必ずしも相加的であるとは限らない。猪苗代湖のpHの中性化と人為的な排出行為とが相乗的に重なって水生植物の繁茂やCODの悪化をもたらした可能性も考えられる。pHの中性化が自然環境の変化で改善の対象とならない場合、pHが中性のままでも人為的な汚濁負荷を最大限削減した場合に達成可能な目標値であるのかを、もう少し説明された方が良いと思われる。	資料2-3記載のとおり、猪苗代湖のCODについては、源流域からの酸性成分などの減少により、湖内での自然浄化作用の低下や水生植物の増加などが起こり、CODの悪化につながっていると考えられます。 よって、湖水のpHを人為的に変動させることは困難であるとの前提で、対策を行った場合に達成可能な目標値がCOD1mg/Lであり、詳細については、資料2-3記載のとおりです。	左記のとおり回答済み。	武石委員	水・大気環境課

	資料	該当頁	意見等	意見への対応(8月時点)	意見への対応	委員名	担当課
8	資料1-2	p1	資料1-2、保全目標の項目について：近年問題になりつつあるマイクロプラスチックについて取り上げられているのは非常に良いと思いました。目標値の設定まではいかなくとも、現状把握のために水中に含まれるマイクロプラスチックを調査の実施をご検討ください。	新しい計画の施策の体系(案)（資料1-2の3に記載）の中で「新たな化学物質などによる汚染の動向調査」(体系(案)の2⑦イ)を掲げており、水中に含まれるマイクロプラスチックの調査については国の調査結果などの状況を踏まえながら検討してまいります。	左記のとおり回答済み。 (中間整理案32ページに記載)	石庭委員	水・大気環境課
9	資料1-2	p1	水質が維持されるだけでなく、放射性物質に対する根強い不安、県外での風評を抑えるため、モニタリングや研究にとどまらず、その科学的証拠を分かりやすく発信するプッシュ型の広報姿勢を基本計画に盛り込んではどうか。	多様化する水環境に係る社会的ニーズや、県民の放射線リスク等への不安軽減に資するため、県政世論調査の解析を進めるとともに、解析結果を踏まえた効果的な情報発信手法の検討を行っているところであり、今後お示しする中間整理案に盛り込むことといたします。	左記のとおり回答済み。 (中間整理案40ページに記載)	小野委員	環境創造センター
10	資料1-2	p1	資料1-2の2(4)で、東京電力福島第一原子力発電所からのいわゆる汚染水の海洋放出のことについても何らかの言及をすべきでは？	御意見を踏まえ、関係部局と協議しながら、今後お示しする中間整理案の内容について検討いたします。	処理水の海洋放出に係る現状について記載します。(中間整理案21ページ)	沼田委員	放射線監視室
11	資料1-2	p2	「放射性物質による環境汚染からの安全・安心の確保」項目に関して。今後1年程度で福島第1原子力発電所の処理水の海洋放出が予定されています。法定濃度以下に希釈して安全確保を前提にしての取組ですが、福島県としてモニタリング体制を整えるか、東京電力の実施体制を常時チェックするなど、県民の皆様の安心につながる検査体制や情報共有体制を構築することを期待します。	ALPS処理水の海洋放出については、国のモニタリング調整会議が開催され、関係省庁が連携して、海域のモニタリングを強化拡充することが決定されています。 現在、モニタリング調整会議の下に設置されたタスクフォースと専門家会議において、具体的な内容の検討が進められており、県としても、処理水の具体的な放出方法や、国の検討状況を踏まえ、モニタリングの更なる強化について検討していきます。	左記のとおり回答済み。	崎田委員	放射線監視室
12	資料1-3	p4,6	資料1-3 P.4 表4-2と表4-3, P.6 表5-2のタイトル表題に「。」を使うのはおかしい。訂正が必要。	今後お示しする中間整理案において、以下のように修正いたします。 (修正前)表4-2 人の健康の保護に関する要監視項目(公共用水域。27項目) (修正後)表4-2 人の健康の保護に関する要監視項目(公共用水域：27項目)	左記のとおり回答済み。 (中間整理案14～16ページ)	西村委員	水・大気環境課

	資料	該当頁	意見等	意見への対応(8月時点)	意見への対応	委員名	担当課
13	資料1-3	p4、6	公共用水域や地下水の要監視項目にPFOS/PFOAが加わっておりますが、全国的に関連業種の施設跡の地下水等から、基準を大きく超える値が検出されています。これまでの蓄積が危惧される調査地点など、適切に調査を実施していただきたいと考えます。	泡消火薬剤を保有する施設や半導体関連その他の電子材料関連施設等が発生源となり得ますので、これらの施設に関する調査を行い、その影響が考えられる地点を選定して調査を実施しているところです。	左記のとおり回答済み。	崎田委員	水・大気環境課
14	資料1-3	p7	P.7 IV においによる水質目標 「水のすこやかさ指標」2009年度版（環境省）に従い実施と記載されているが、大まかな主観的評価であり、参考にならないのではないか。複数のモニターで官能検査を行うなど、確実性を高める必要がある。	身近な水質の目標については、県民自らが身近な河川などの水質調査を実施したり、水質を保全するための実践活動を進める際における、水の汚れの状況を判断するための分かりやすい目安として設定したもので、客観的な評価を行うものではありません。 なお、「水のすこやかさ指標」2009年度版（環境省）では、調査結果をまとめる際は複数のモニターの平均値を出して記載することを求めており、確実性を高めることについて配慮されています。	左記のとおり回答済み。	西村委員	水・大気環境課